

佐久市建築工事監理業務要領

第1章 総則

1. 1 目的

本要領は、佐久市が発注する建築工事等監理業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備等の監理業務をいうものとし、以下「監理業務」という。）において、委託契約に基づいて受注者が行う業務の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

1. 2 適用範囲

本要領は、佐久市が発注する監理業務に適用する。

第2章 基本事項

2. 1 指揮監督

受注者は、この要領に定める事項の処理にあたっては、諸規定の定めるところにより、工事を所管する課長（以下「課長」という。）の指揮監督に従わなければならない。

2. 2 遵守事項

受注者が工事の監理業務を処理するにあたり遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 佐久市の代行者であることを自覚し、請負者等その他関係者に対して、常に厳正かつ公平な態度でのぞまなければならない。
- (2) 契約書、設計図書に基づき、工事現場の状況把握に努めなければならない。
- (3) 請負者に対し適切な工事が遂行されるよう、必要な指導を行うとともに、徹底を図らなければならない。
- (4) 工事現場の適正な管理に留意し、工事の促進に努めなければならない。

第3章 業務事項

3. 1 監理一般

- (1) 受注者は、契約図書及び監理する工事の設計図書に基づき、別表の業務処理区分表により業務を処理しなければならない。
- (2) 受注者の各処理区分の内容は、次のとおりとする。

ア 立会

工事現場、製作所、試験研究機関等に臨場し、内容を確認する。

イ 把握

設計図書の内容や請負者等が提出する資料・報告書等の内容について契約図書との適合を自ら認識する。

ウ 検討

設計図書の内容や請負者等が提出する資料・報告書等の内容について契約図書との適合について詳しく調べる。

エ 確認

工事の施工等について、監督員が指示又は承諾した事項及び契約図書との適合を確かめ、請負者等に対して認める。

オ 報告

工事監理業務の遂行にあたって、立会・把握・検討・確認した事項について監督員に書面にて知らせる。

カ 指導

工事の施工等について、発注者及び監督員が指摘した事項又は手直しが必要な事項について請負者等に対し指揮する。

キ 指示

監督員が受注者や請負者等に対し、工事の施工上必要な事項等について書面をもって示し、実施させる。

ク 承諾

受注者や請負者等が監督員に対し、書面にて申し出た工事監理業務の遂行上必要な事項又は工事の施工上必要な事項等について、監督員が書面により同意する。

ケ 受理

監督員に提出された書面を監督員が受取り、内容を把握する。

- (3) 受注者は、工事請負契約書及び設計図書に基づき請負者等の実施する工事材料の検査、調合等及び発注者の実施する検査その他監督員が指示する業務に立ち会わなければならない。
- (4) 受注者は、この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

3. 2 臨機の措置

- (1) 受注者は、災害の防止その他工事の施工上緊急やむを得ないと認めたときは、請負者等に対し所要の措置をとらなければならない。
- (2) 受注者は、前項の措置をとったとき又は請負者等が独自でとった措置の通知を受けたときは、その結果を監督員にただちに報告しなければならない。
- (3) 受注者は、不足の事故が発生したときは、ただちにその状況を監督員に報告し指示を受けなければならない。

3. 3 帳簿類の整備・保管

受注者は、次に掲げる書類をその事務所に備え付け、これを整備・保管するものとする。

- ・ 設計図書
- ・ 工事工程表
- ・ 監理業務計画書
- ・ 監理業務実績報告書
- ・ 現場監理写真
- ・ 指示書・協議書及び工事打合書
- ・ 検査関係書類
- ・ 施工図等
- ・ その他工事施工に関する必要な書類及び帳簿

【別表】 業務処理区分表

業務の内容	担当 処理区分	監督員					受注者（監理業務）						備考	
		指示	承諾	協議	確認	立会	受理	立会	把握	検討	確認	報告		指導
工事監理方針の説明			④				③		①*			②*		①*作成 ②*提出
工事監理方針変更の場合の協議			⑤	①			④		②*			③*		②*作成 ③*提出
設計図書の内容の把握		⑥*			⑤*		④		①	②		③		⑤*設計者への確認 ⑥*受注者及び施工者への通知
質疑書の検討		⑥*			⑤*		④		①	②		③		⑤*設計者への確認 ⑥*受注者及び施工者への通知
施工図等の検討及び報告		⑦*			⑥*		⑤			①	②	④	③	⑥*設計者への確認 ⑦*受注者及び施工者への通知
工事材料、設備機器等の検討及び報告		⑦*			⑥*		⑤			①	②	④	③	⑥*設計者への確認 ⑦*受注者及び施工者への通知
工事と設計図書との照合及び確認		⑥*				①▲	⑤	①			②	④	③	⑥*施工者への是正の指示
工事監理報告書等の提出							③		①*			②*		①*作成 ②*提出
工事工程表の検討及び報告			⑥				⑤			①	②	④	③	
施工計画の検討及び報告			⑥*				⑤			①	②	④	③	⑥*品質計画に係る部分
工事と工事請負契約との照合、確認及び報告		⑦*	⑥			①▲	⑥	①		②	③	⑤	④	⑦*施工者への是正の指示
工事請負契約に定められた指示、検査等		⑦*	⑥			①▲	⑥	①		②	③	⑤	④	⑦*施工者への是正の指示
工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査		⑥*	⑤				④	①		②		③		⑥*施工者への通知
関係機関の検査の立会い等							③	①				②		
工事期間中の工事費支払い請求の審査						⑤*	④	⑤*			①	③	②	⑤*検査の立会い
最終支払い請求の審査						⑤*	④	⑤*			①	③	②	⑤*検査の立会い
関連工事との調整							④		①	②		③		
完成図の確認							④				①	③	②	

注) 1 処理区分の数字は、処理順序を例示。
 2 *備考参照。
 3 ▲印の立会は、課長が必要と判断したときに行う。